

○田川地区清掃施設組合し尿処理施設使用条例施行規則

平成 13 年 4 月 1 日

規則第 21 号

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合し尿処理施設使用条例(平成 13 年条例第 16 号)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(許可証の提出)

第 2 条 田川市、川崎町(以下「関係市町」という。)の許可業者は、関係市町の発行する許可証の写を組合長に提出しなければならない。

(し尿等の投入)

第 3 条 し尿等を投入槽に投入しようとするときは、組合発行の計量カードにより検量を受けた後、係員の指示により投入しなければならない。

(投入量の制限)

第 4 条 組合長は、施設の管理運営上の理由により、投入量を制限することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 3 日規則第 2 号)

この規則は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する

附 則(平成 25 年 2 月 6 日規則第 6 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する